

環境建設常任委員会

令和5年6月13日（火）

環 境 建 設 常 任 委 員 会

定例会名 令和5年第2回定例会
招集日時 令和5年6月13日(火) 午後2時
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委員 長 池 辺 己 実 夫
副 委 員 長 加 藤 政 之
委 員 石 原 幸 雄
" 柳 井 哲 也
" 小 松 崎 伸
" 塚 原 正 彦
" 伊 藤 知 子

欠席委員 なし

出席説明員
副 市 長 滝 本 昌 司
建 設 部 長 長 谷 川 啓 一
建 設 部 次 長 兼
下 水 道 課 長 野 島 正 弘

議会事務局出席者
書 記 大 野 由 光
書 記 田 上 洋 子

令和5年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 環境建設常任委員会

議案第34号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

午後1時56分開会

○池辺委員長 皆さん、改めましてこんにちは。少し時間のほうが早いんですが、皆さんおそろいなので、ただいまから環境建設常任委員会を開会いたします。

さきの臨時会で、委員長の互選の結果、私、池辺が委員長に就任いたしましたので、よろしくお願ひいたします。環境建設常任委員会、2度目の委員長なんですけれども、円滑に委員会が進んでいきますよう、しっかりと務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

副委員長には加藤委員が就任しましたので、御挨拶をよろしくお願ひいたします。

○加藤委員 皆さん、こんにちは。副委員長に選任されました加藤政之です。私、新人で右も左も分からないので、1年生議員として精いっぱい頑張っていきますので、皆さんと協力してこれからもよろしくお願ひいたします。

○池辺委員長 次に、改選後初めての委員会ですので、新しい委員を御紹介いたします。石原委員です。柳井委員です。小松崎委員です。塚原委員です。伊藤委員です。

次に、執行部におかれましても、新年度の人事異動等もございましたので、説明員の方にも建設部長から順に所属とお名前をお願ひしたいと思います。

○長谷川建設部長 それでは、説明員の紹介をさせていただきます。

私、建設部長の長谷川です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、建設部次長兼下水道課長野島正弘です。

○野島建設部次長兼下水道課長 よろしくお願ひいたします。

○池辺委員長 どうもありがとうございました。

本日、書記として大野さん、田上さんが出席しております。

それでは、本委員会に付託されました案件は、

議案第34号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第34号牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第34号について提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課野島でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第34号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

今回の条例改正の主な内容といたしましては、下水道使用料金の改正でございます。公共下水道事業の健全な事業運営及び安定的なサービスの提供、計画的な下水道施設の更新を行うための適正な下水道使用料について、牛久市下水道事業審議会において審議した結果、下水道使用料の改定が必要であると判断されたことから、牛久市下水道条例の改正を行うものです。また、下水道使用料の改正に伴い、別表使用料金表でございますが、こちらを税込み表記ではなく税抜き表

記へ改正をするものでございます。改正箇所といたしましては、第18条において、現在、使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出して得た額とするとなっておりますが、この「算出して得た額」とするを、括弧書きは省略させていただきますが、「算出した額に消費税相当額を加えた額とする」へと改めるものでございます。

次に、別表（第18条関係）下水道使用料金表につきまして、節水意欲の向上を図るために、超過料金を現在の4段階から6段階へと細分化をし、基本料金を1,300円に、超過料金が1立方メートルにつき10立方メートルを超え20立方メートルまでを127円に、20立方メートルを超え30立方メートルまでを140円に、30立方メートルを超え50立方メートルまでを153円に、50立方メートルを超え100立方メートルまでを166円に、100立方メートルを超え200立方メートルまでを181円に、200立方メートルを超えるものを196円にそれぞれ改めるものでございます。

施行日ですが、令和6年4月1日としております。

資料の最後のページに新旧対照表を載せてありますので、御確認をいただければと思います。

また、今回の条例改正の背景でございますが、まず、牛久市の下水道事業は、国の要請に従い令和2年度から公営企業会計に移行しており、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料改定の必要性に関して検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国へ提出するとともに、検証結果を公表しているということが国の交付金を受ける要件となっております。このことから、令和4年1月より下水道事業審議会を立ち上げました。審議会においては、学識経験者や実際に牛久市公共下水道を使用いただいている方など19名の方々に委員になっていただき、1年以上にわたり御審議をいただきました。その結果、下水道使用料の改定が必要と判断され、新たな料金体系や改定期期を令和6年4月1日とする旨の答申が令和5年3月29日に市長に提出されました。この答申を受け、周知期間の確保や利用者への説明期間、特に事業所等の大口利用者の次年度に向けた事業資金計画に反映する期間を確保するために、答申直近の定例会である本定例会に上程をさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○池辺委員長 これより議案第34号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。石原委員。

○石原委員 今、次長のほうから御説明をいただきまして、これまでのいろいろ説明も聞いておりまして、今回の改正の背景、それから改正の理由、そのようなものは十分に理解をしております。料金の見直しの必要性も十分に理解をしております。しかしながら、今回は今後の大きな政治日程を考慮に入れて、今回は継続の取扱いが望ましいというふうに判断をいたします。

以上であります。

○池辺委員長 ほかにございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 今、御説明もいただきまして、また継続という御意見もありました中で、確認の質問をさせていただきたいんですけども、今、改定の施行日が令和6年4月1日ということで、

これがもし間に合わなかった場合というときのデメリットというのはどういったことになるかということを確認させていただきたいと思います。

○池辺委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。令和6年4月1日からというものが遅れたらということではよろしいのでしょうか。

まず、令和6年4月1日からの改定というものが令和6年からスタートしなかった場合に、利用者様としてはこれまでの負担が変わらないということでございます。そうしますと、下水道事業を運営する側としましては、一般会計から引き続き基準を超えた繰り出しをしていただいて不足分を補填する以外に方法がないというのが現状でございます。下水道を使用できる方のみならず、使用することができない地区の方々にも納めていただいております税金、こちらの一部を下水道事業に使い続けるというような状況に令和6年4月1日以降もなるというのが現状でございます。

このことにつきましては、下水道事業審議会においても議論がなされておりました、基準外の繰入れというものについては、収入不足分に一般財源を充当しているということで、税金として払ったお金が下水道事業に回っているということで、料金の値上げをしているのと変わらない状況であると思う、可能な限り一般財源は適正に使っていただきたいという、これは委員さんの御意見ですけれども、こういう議論が審議会の中でもございました。また、令和2年度及び令和3年度の監査委員による決算審査意見書におきましても、一般会計繰入金等への依存も含めた収益構造の改善を図る意味でも、平成9年度以来、据え置かれている下水道使用料の料金体系の見直しを含めた収益性向上のための検討を進めていただきたいとの御指摘もいただいております、改善すべき状況だというふうに認識しておりますが、それが令和6年4月1日以降もこの改善すべき状況が続くということがデメリットであると考えております。

また、国から交付金を頂いて、下水道事業、かなりの部分事業をさせていただいておりますが、この交付金の受ける要件につきましても、ある程度ですね、徐々に徐々にではありますけれども、まず公営企業会計を導入していることというところがスタートで、それ以降5年に1度の検討を行っているか、また、直近県のほうから通知の来た内容であれば、社会資本整備総合交付金の中での重点事業としての交付金を受けるためには、供用開始後30年以上経過していて、使用料単価が1立方メートル当たり150円未満であって、経費回収率が80%未満、さらに15年以上使用料改定を行っていないというこの4つの要件が全部該当してしまった場合は、重点事業としての交付金は対象外ということで、交付金を得られなくなるというようなこともつい最近県から通知が来たところです。こちらについては、牛久市は経費回収率80%というところを何とかクリアしているのが現状ですが、令和3年度から令和4年度の決算に向けて今調整をしていますけれども、比較をするとかなり回収率は下がってきているということで、交付金の対象外になってしまう可能性というものがこのまま進んでいくと可能性としてあるというふうなところもデメリットであると考えております。

すみません、長くなりましたが以上です。

○池辺委員長 ほかに質疑及び意見のある方、御発言をお願いします。加藤副委員長。

○加藤副委員長 私からも2点お聞きしたいんですけども、この25年間値上げしてこなかったというその背景の御説明をもうちょっと詳しくお聞きしたいのと、どのタイミングで値上げをしなければいけないと値上げの必要性があるか認識していたのか、この2つをお聞きしたいです。

○池辺委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず、下水道使用料の改定についてでございますが、先ほど来お話をしていますとおり、消費税分の値上げというか改定を除きますと平成9年9月1日が直近の料金改定でございますので、今もう既に25年以上が経過しているというのが現状でございます。

この背景には、1つは、やはり使用者様の負担という部分について、可能な限り負担を増やしたくないという考えが1つあったというところは間違いのないところでございます。また、さらに、本来であれば改定すべきであった部分について、一般会計からの先ほども基準外の繰入れというお話をさせていただきましたが、基準外の繰入れをすることで事業としては動いてしまうといえますか、特別会計としてはそれで動いていたという部分で、本来もっとも必要性というものを議論すべきだったというふうに、ところがちょっと常態化してしまったということが実情だというふうに考えております。

その一般会計からの基準外の繰入れというもので運営していたものを、なぜ今変えるのかという意図もあると思いますけれども、御質問の中に、そちらにつきましては、先ほどお話しした、令和2年度から牛久市の下水道事業につきましては、地方公営企業法の財務適用ということで会計が企業会計に移行しております。こちらにつきましては、総務大臣からの通知で、人口3万人以上の地方公共団体、自治体ですね、は令和2年度までに地方公営企業法の最低でも財務部分を適用しなさいという通知が来ておまして、その令和2年度までに公営企業法を適用しないと補助金、交付金を受ける要件から外れますというのがまず1つありました。

それで、令和2年度から公営企業法を導入して企業会計に移行したわけですが、その移行した企業会計を導入した自治体については、少なくとも5年に1度、必ず下水道使用料金の改定の必要性を検証しなさいと、また、最初に御説明したように、経費回収率のロードマップを作成して国へ提出するとともに検証結果を公表していることが交付金の要件ということで、令和2年度に地方公営企業法を適用した時点から5年に1度は必ず検証しなければいけないということがうたわれているという部分で、今回改定に至ったということでございます。

この改定の議論をするに当たっても、やはり、先ほどもお話ししましたように、監査委員さんからの決算の意見書でも毎年のように一般会計に依存している状態、これは解消すべきだと意見をいただいておりますので、真摯に受け止めて、そちらも含めて5年に1度というものを、5年たってからではなくて、公営企業法を適用した時点で検討を始めようというふうに動いたという背景でございます。

以上です。

○池辺委員長 ほかに質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。塚原委員。

○塚原委員 上げなければいけない状況というのはよく分かるんですが、手続的な問題でやはりちょっと瑕疵があったんじゃないかなと考えるんですが、というのは、この審議会が牛久の町内会の人の代表がほとんどで、大口の値上げで一番損失を被るであろう、一番負担をするであろう企業が入っていないんですね。実際のところ、病院であるとか学校であるとかが大口なので、その辺の意見を十分吸収していないし、その辺を一体どう考えるのかというのが意見を取っていないということが1つあります。

それから、もう一つ目は、通常、他の自治体等では値上げする場合は公聴会等をやって住民説明等をするんですが、それもなされていないと。いきなりこれが市議会に議案として条例改正で上がってきてしまって、議会としても公聴会みたいなものもやっていないと。これをさあ上げますかというので、議会が了承した後、説明するというのはちょっと手続的にかなり無理があるんじゃないかなというふうには感じています。何でこんなふうになってしまったのか、そこをちょっとお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○池辺委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず、大口さんの委員に一人も入っていないじゃないかという部分でございますけれども、御指摘のとおり、大口の方、委員としては入っていないというのが、議員さんにお示しをさせていただいた資料、その後ろに答申をつけさせていただいておりますが、そちらの一番後ろに委員さん全て載せてありますので、見ていただくとそのとおりだということでございます。

ただ、大口というのを100立方メートル以上毎月使われている方という形で区切らせていただきますと、100立方メートル以上使われている方、軒数でまいりますと全体の0.51%でございます。毎月30立方メートルまでぐらいの量で使っている方が大体全体の90.29%と。これは令和4年3月の数字でございますので、まず、その0.51%の部分というところではなくて、全体の9割を占める個人の方もしくは商工会関係の方というところを委員さんに選出をさせていただいたということでございます。確かに大口が1人も入っていないのではないかとこのところにつきましては、次回以降の審議会の委員さんを選定するときの非常に貴重な意見ということで、今後の参考にはさせていただきたいと考えておりますが、現時点で入っていない選定した理由としては、そのパーセンテージ的な部分を考えてということでございます。

あと、大口ではないと言われればそれまでなんですけれども、商工会の関係の方、1人入っていただいております、そちらで事業を営まれている方たちの意見というものが取り入れられるのではないかと考えて選定をしたところでございます。

公聴会についてでございますけれども、こちらにつきましては、会長をしていただいた委員の方が実は直近で県南水道企業団の審議会の会長をやられた方ということで、やり方であるとかそういうことについてはある程度相談をさせていただいた中で、公聴会をしないで進んできたというのが現状でございます。

それと、先に議会であるとかそういうやり取りという部分ですけれども、すみません、資料を出します。ちょっとお待ちください。すみません、ちょっと今資料が見つからないんですけれど

も、令和2年に審議会の委員に議員になるべきではないというようなお話が議会の中で出たところでございます。それを受けまして庁内でも、法令上定めのあるものを除き、議員さんに委員になっていただくのはいかがなものかというような議論もなされたところございまして、下水道事業審議会、こちらを立ち上げるときにその当時の議長さんに、そういうお話がある中で、審議会というものを適正な下水道使用料についてという諮問の内容で審議会を立ち上げるという予定をしている、その中に議員さんという立場の方を審議会委員として入れるか否かというお話をさせていただいております。そのときに入れないという御回答をいただいたので、実は下水道事業審議会の規則を、議員さん5名というメンバーが当時規則の中に入れておりましたが、それを規則を改正をして、議員さんは入らないというお話に合わせた形で改正をした上で下水道事業審議会を立ち上げたという経緯がございます。ですから、そのときに当時の議長さんにお話をさせていただいておりますので、全くもって議会に秘密裏に進めたわけでもございませぬし、審議会自体は公開をしております。審議会の予定もホームページで上げさせていただいて、その都度議事録も上げさせていただいておりますし、会議としては傍聴もできるということでございますので、決して議会のほうに内緒でといいますか、そういう……進めたわけではないというところでございます。

以上です。

○池辺委員長 大丈夫ですか。

○塚原委員 分かりました。じゃあ、そういうよく分かんないというか、最初は議会も関与していたのにいきなり議会は関与しないでということに決まっちゃったんですね、いつかね。いつかというか、平成2年にそういうふうになった。

○池辺委員長 建設部長。

○長谷川建設部長 建設部の長谷川です。

令和2年に、以前からあったのかもしれませんが、各審議会等に市議会議員の方をお願いしていたということはあります。法令の定めにあるものを除いて、市議会議員の方は違法ではないが望ましくないという通知をいただきまして、市議会議員の方は審議会のほうから、我々の判断だけではなくていろんなところと協議をして、委員の方から市議会議員をちょっと御遠慮していただくということになりました。以前は、先ほど次長の説明だと下水道のこういう審議会にも市議会議員の方お願いしていたんですけれども、そのような事情がありましたので、このたびについては入っていないという話をさせていただきました。

以上です。

○池辺委員長 大丈夫ですか。ほかに質疑及び意見のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で議案第34号についての質疑及び意見を終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

ちょっとすみません。暫時休憩します。

午後 2 時 2 8 分休憩

午後 2 時 2 9 分開議

○池辺委員長 再開します。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第 3 4 号については、石原委員より継続審査とすべきとの意見がありましたので、継続審査について採決いたします。

議案第 3 4 号は継続審査をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手多数であります。よって、議案第 3 4 号は継続審査をすることに決しました。

ただいま継続審査することに決しました議案第 3 4 号につきまして、本委員会は、閉会中もなお継続審査を要するため、議長宛て閉会中の継続審査の申出をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって、議長宛て閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、付託案件以外の所管事項について御意見がある方は御発言をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御意見がなければ、以上で付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、環境建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 3 0 分閉会